

ゴルフ場利用税の手引き

特別徴収義務者の皆様へ

目次

第1 特別徴収義務者の登録等	- 1 -
1 登録の手続	- 1 -
(1) 特別徴収義務者の登録	- 1 -
(2) 添付書類	- 1 -
(3) 登録証票の掲示	- 1 -
2 登録事項の変更手続	- 1 -
第2 等級の判定	- 2 -
1 等級の算定方法	- 2 -
(1) 等級の基準となる利用料金	- 2 -
(2) 利用者の任意の意思によって支払われる料金	- 2 -
2 税率及び税率の適用基準	- 3 -
3 利用料金の変更	- 3 -
(1) 手続き	- 3 -
(2) 添付書類	- 3 -
4 利用料金等の表示	- 4 -
5 ゴルフ場利用税登録事項変更申請書の記載例	- 4 -
第3 申告・納入の方法	- 6 -
1 手続き	- 6 -
2 添付書類	- 6 -
3 提出書類の記載例（納入申告）	- 6 -
第4 非課税	- 9 -
1 非課税となる利用	- 9 -
2 非課税措置（18歳未満、70歳以上、障がい者の利用）	- 9 -
(1) 非課税措置の基本的な手続き	- 9 -
(2) 非課税措置に係る事務処理の簡素化	- 10 -
(3) 非課税措置に係る事務処理の簡素化を行っているゴルフ場における事績管理	- 11 -
3 非課税措置（国民スポーツ大会のゴルフ競技、学校の教育活動、国際競技大会の選手の利用）	- 11 -
非課税適用共同申告書記載例（学生等・共同）	- 15 -
4 署名簿との兼用	- 16 -
5 申告	- 16 -

第5 特例措置（不均一課税）	- 18 -
1 特例措置とは	- 18 -
2 特例措置の適用に関する留意事項	- 20 -
(1) 利用料金の変更	- 20 -
(2) 「規則で定める競技会」	- 20 -
(3) 「早朝・薄暮等」の利用	- 20 -
3 特例措置の承認申請書	- 21 -
特例措置承認申請書記載例（早朝・薄暮等）	- 21 -
特例措置承認申請書記載例（規則で定める競技会）	- 23 -
4 特例適用申告書の提出	- 24 -
(1) 基本的な手続き	- 24 -
(2) 「①年齢 65 歳以上 70 歳未満の利用者」における事務の簡素化	- 24 -
(3) 「③早朝・薄暮等」の利用における申告書の省略	- 24 -
5 署名簿との兼用	- 24 -
6 特例措置適用ゴルフ場の表示	- 24 -
7 申告	- 24 -
特例適用申告書の記載例（年齢 65 歳以上 70 歳未満）	- 25 -
特例適用申告書の記載例（規則で定める競技会）	- 26 -
第6 課税対象外の利用	- 27 -
1 課税対象外として取り扱う利用	- 27 -
2 手続き及び添付書類	- 27 -
3 留意事項	- 27 -
4 申告	- 27 -
課税対象外の利用に係る届出書記載例（ゴルフ場に所属する者）	- 29 -
課税対象外の利用に係る届出書記載例（ゴルフ場に所属しない者）	- 30 -
第7 帳簿の保存及び調査	- 31 -
1 帳簿記載義務及び保存義務	31
2 申告内容の検査等について	32
3 更正の請求について	33
第8 電子申告・申請の手続	- 34 -
第9 主要な様式のダウンロード	- 35 -

この手引きにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

法	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
条 例	大阪府税条例（昭和 25 年大阪府条例第 75 号）
規 則	大阪府税規則（昭和 36 年大阪府規則第 26 号）
規則様式第 号	大阪府税規則に定める様式の番号を表す。
通達様式第 号	ゴルフ場利用税事務処理要領に定める様式の番号を表す。

第1 特別徴収義務者の登録等

1 登録の手続

(1) 特別徴収義務者の登録

ゴルフ場の経営を開始する場合は、経営を開始する日前5日までに、「ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書（規則様式第四十七号）」の提出（窓口・郵送・電子）が必要です。

なお、共同経営のため特別徴収義務者が2名以上あるときには、登録申請書にその全員の記名が必要となります。

(2) 添付書類

登録の手続きに必要な添付書類は、次のとおりです。

- ア 定款及び登記事項証明書（登録申請人が法人のとき）
- イ 住民票の写し又は住所、氏名及び生年月日について市区町村長が証する書面（登録申請人が個人のとき）
- ウ ゴルフ場の使用に係る契約書、使用承諾書の写し（登録申請人がゴルフ場の所有者でないとき）
- エ 利用料金表
- オ 会員規約、宣伝パンフレット等

(3) 登録証票の掲示

特別徴収義務者の登録後に交付される登録証票（ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証）は、ゴルフ場の利用者の見やすい箇所に掲示してください。

なお、登録証票を紛失した場合には、直ちに「ゴルフ場利用税証票紛失申告書（規則様式第四十九号）」を提出（窓口・郵送・電子）し、再交付を受けていただく必要があります。

様式第四十八号	
ゴルフ場の所在地	〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地の〇
ゴルフ場の名称	〇〇〇ゴルフ倶楽部
氏名又は名称	〇〇〇株式会社

平成26年〇〇月〇〇日
登録番号 第〇〇号

ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証

大阪府なにわ北府税事務所長印

2 登録事項の変更手続

利用料金等の登録事項の変更^(※1)、経営の廃止又は休業される場合には、その変更に係る事項を確認できる書類とともに、「ゴルフ場利用税登録事項変更申請書（規則様式第四十六号）」を提出（窓口・郵送・電子）してください。

※1 「利用料金等の登録事項の変更」

- ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- イ ゴルフ場の所在地又は名称
- ウ 利用料金の種別及び金額
- エ ホールの数（コースの新設、増設又は廃止等）
- オ コースの総延長距離
- カ ゴルフ場の総面積
- キ 経営方式（会員制・非会員制・パブリック・その他）等

第2 等級の判定

1 等級の算定方法

ゴルフ場利用税の等級（税率）は、ゴルフ場のホール数、ホールの平均距離及び利用料金等を基準として決定されます。

（1）等級の基準となる利用料金

等級の基準となる利用料金とは、会員制のゴルフ場にあっては非会員が、非会員制のゴルフ場にあっては一般の利用者が、平日において利用の対価として通常負担すべき料金（グリーンフィー、厚生費、協力費、光熱費等の強制料金の総額）^{（※2）}をいいいます。

また、特定の企画コンペ等の行事による特別料金、年末年始等の繁忙期の割増料金、冬季等の閑散期における一時的な割引料金は、等級の基準となる利用料金とはなりません。

なお、利用料金が、季節によって定められているときは、季節ごとの利用料金をいいます。

※2 「通常負担すべき料金」

その名称、名目にかかわらずゴルフ場における施設・設備の利用の対価として、ゴルフ場の利用者が支払うべき料金であり、利用者の任意の意思によって支払われる料金は含まれません。

（2）利用者の任意の意思によって支払われる料金

利用者の任意の意思によって支払われる料金（以下、「任意性のある料金」といいます。）とは、利用者が「任意性のある料金」として明確に認識できるとともに、ゴルフ場から何ら制約を受けずに利用者自らの自由な意思により選択できる料金をいいます。

具体的には、

- ① 利用料金が表示（例えば、カート等を利用した時の料金・利用しない時の料金が料金表に明記されている等、任意性があることについて表示義務を果たしていること）されている
- ② 利用料金の説明（例えば、キャディー付きとセルフのどちらを選択するか、エントリー時に確認するなど）がなされている

ことが必要です。

なお、以下の事例については、「任意性のある料金」として認められません。

- ア 特定の組数しか受け付けない、いわゆるエントリー制限を設けるなど利用者の選択を制限している場合
- イ 平日の特定の日にしか選択できないなどの制約がある場合
- ウ （3コース以上あるゴルフ場において、）利用できるコースが限定されている場合
- エ 実質的に利用者の要望がなく、あえて「任意性のある料金」と表示・説明する必要がないのに任意性があるとしている場合^{（※3）}

※3 「具体例」

- 1：学生等例外的な場合を除けば、カートを利用しないことが通常はありえないゴルフ場において、カート利用料金をあえて任意性のある料金として設定している場合
- 2：パック料金の中に、任意料金として例えばロッカーフィー等を設定しているが、結果的にその料金を強制的に徴収している場合

2 税率及び税率の適用基準

等級、税率及び等級基準は以下のとおりです。

等級	税率	等級基準		
		ホール数	利用料金 (消費税抜き)	整備状況
1級	1,200円	18ホール以上	10,000円以上	格別豪華な設備を有し、整備状況が良好なもの
2級	1,150円	18ホール以上	10,000円以上	
3級	1,000円	18ホール以上	7,000円以上 10,000円未満	
4級	800円	18ホール以上	5,500円以上 7,000円未満	
5級	650円	18ホール以上	4,000円以上 5,500円未満	
		18ホール未満	5,000円以上	
6級	450円	18ホール以上	4,000円未満	ホールの平均距離が150メートル以上のもの
		18ホール未満	4,000円以上 5,000円未満	
7級	350円	18ホール以上	4,000円未満	ホールの平均距離が100メートル以上、150メートル未満のもの
		18ホール未満	4,000円未満	

備考

- 「利用料金」とは、会員制のゴルフ場にあっては非会員が、非会員制のゴルフ場にあっては一般の利用者が平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）において、利用の対価として通常負担すべき料金（グリーンフィー、厚生費、協力費、光熱費等）をいう。
- 「格別豪華な設備を有し、整備状況が良好なもの」とは、次に掲げる要件のすべてを具備しているものをいう。
 - ホールの平均距離が300メートル以上であること。
 - ゴルフ場の総面積が80万平方メートル以上であること。
 - 会員制のゴルフ場であること。
 - ゴルフ場の開始後15年を経過していること。
- 「ホールの平均距離」とは、コースの総延長をホールの数で除して得た数値をいう。

3 利用料金の変更

(1) 手続き

利用料金に変更が生じた場合は、直ちに、その変更に係る事項について、「ゴルフ場利用税登録事項変更申請書（規則様式第四十六号）」を提出（窓口・郵送・電子）していただく必要があります。

※等級、税率の変更を伴わない利用料金の変更であっても、「ゴルフ場利用税登録事項変更申請書（規則様式第四十六号）」を提出していただく必要があります。

※特例措置（不均一課税）の適用を受けているゴルフ場については、利用料金のうち、グリーンフィーの金額が変更になる場合には、「ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書（通達様式第23号）」を併せて提出（窓口・郵送・電子）していただく必要があります。

(2) 添付書類

利用料金の内訳表など、変更に係る事項を確認できる書類。

4 利用料金等の表示

利用料金は、特別徴収すべきゴルフ場利用税額と併せてゴルフ場の利用者の見やすい箇所に表示していただく必要があります。

5 ゴルフ場利用税登録事項変更申請書の記載例

樣式第四十六號

■ 非会員(若しくは一般の利用者)

		平 日			土 日 祝		
		18ホール利用 料 金(円) A	9ホール 早朝 料 金(円) B	左の軽減率(%) (A-B)/A×100 ⑩	18ホール利用 料 金(円) A	9ホール 早朝 料 金(円) B	左の軽減率(%) (A-B)/A×100 ⑩
利 用 べ の き 料 金 と し て 強 制 通 常 料 金 負 担	グリーンフィー(コース利用の対価)	2,600	1,250	51.9	7,000	3,000	57.1
	カートフィー	2,000	1,000		2,000	1,000	
	ロッカーフィー	300	300		300	300	
	施設維持費	2,000	1,000		2,000	1,000	
等級基準に係る利用料金 (①の計(消費税抜き))	6,900	3,550		11,300	5,300		
	ゴルフ場利用税 (規則25条別表による)	800	400		800	400	
①の消費税(10%)	690	355		1,130	530		
任意の性料の金 (②)	キャディフィー(消費税抜き)	3,000	—		3,000	—	
	保険料(消費税含む)	52	52		52	52	
その他の預り金	スポーツ振興基金	20	20		20	20	
	緑化基金	30	30		30	30	
	端数調整	▲ 2	▲ 7		▲ 2	▲ 2	
	合計(②を除く)	8,490	4,400		13,330	6,330	

⑩特例措置適用(税額1/2軽減)の場合、グリーンフィーの軽減率は50パーセント以上であること。

■ 会員

		平 日			土 日 祝		
		18ホール利用 料 金(円) A	9ホール 早朝 料 金(円) B	左の軽減率(%) (A-B)/A×100 ⑩	18ホール利用 料 金(円) A	9ホール 早朝 料 金(円) B	左の軽減率(%) (A-B)/A×100 ⑩
利 用 べ の き 料 金 と し て 強 制 通 常 料 金 負 担	グリーンフィー(コース利用の対価)	1,000	500	50.0	1,000	500	50.0
	カートフィー	1,000	500		1,000	500	
	ロッカーフィー	200	100		200	100	
	施設維持費	1,000	500		1,000	500	
①の計(消費税抜き)	3,200	1,600		3,200	1,600		
	ゴルフ場利用税	800	400		800	400	
①の消費税(10%)	320	160		320	160		
任意の性料の金 (②)	キャディフィー(消費税抜き)	3,000	—		3,000	—	
	保険料(消費税含む)	52	52		52	52	
その他の預り金	スポーツ振興基金	20	20		20	20	
	緑化基金	30	30		30	30	
	端数調整	▲ 2	▲ 2		▲ 2	▲ 2	
	合計(②を除く)	4,420	2,260		4,420	2,260	

⑩特例措置適用(税額1/2軽減)の場合、グリーンフィーの軽減率は50パーセント以上であること。

昼食付きパック料金のうち、 昼食代(消費税込み)*	1,100 円
------------------------------	---------

*昼食代は昼食付きパック料金表示の場合には、「昼食代」を参考として記載してください。

*昼食代は利用者の自由な意思により選択できる付帯サービス料金であること。

第3 申告・納入の方法

1 手続き

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎月 15 日（15 日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは次の平日）までに、前月 1 日から末日までの期間において徴収すべきゴルフ場利用税に係る課税標準の総数、税額などを記入した「ゴルフ場利用税納入申告書（規則様式第四十五号）」を提出（窓口・郵送・電子）するとともに、その税額を納入していただく必要があります。

また、eLTAX を利用した電子申告・電子納入が可能です。詳しい操作方法等については eLTAX のホームページ(外部サイト)をご確認ください。

2 添付書類

「ゴルフ場日計簿（通達様式第12号（その1））」

なお、「ゴルフ場日計簿(通達様式第12号(その1))」の作成に当たっては、利用人員区分(通常の利用、非課税適用、特例適用及び課税対象外利用)毎に、該当する人数を記入してください。

3 提出書類の記載例（納入申告）

区分	決議書	台帳	徴収簿	受付印
整理番号				
係員				

ゴルフ場利用税納入申告書 [令和〇〇年〇〇月分]

規則樣式第四十五号

申告納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

様式第12号（その1）

ゴルフ場日計簿

令和〇年〇月分

利 用 日	曜 日	天 候	利 用 人											税 額		
			員 總 数 (a)	通 常 の 利 用 (b)	非課税利用(c)					特例適用(d)			課 税 対 象 外 利 用 (e)			
					18 歳 未満 (1)	70 歳以 上 (2)	障害 者等 (3)	國 民 ス ポーツ 大 会 の 選 手 (4)	學 校 等 (5)	國 際 競 技 大 会 の 選 手 (6)	65 歳以 上 (7)	70 歳未 満 (8)	競 技 会 (9)	早 朝 - 薄 暮 (10)		
1	日	晴	人 198	人 150	人 48	人 25	人 1	人 22	人 19	人 20	人 12	人 1	人 1	人 1	人 124,000	
2	月	晴	119	80									10	4	68,000	
3	火	曇	108	75	1	22								10	62,000	
4	水	雨	99	65									5	10	56,800	
5	木	晴	106	62									12		54,000	
6	金	晴	97	61									11		121,600	
7	土	曇	186	152	2	32									121,600	
8	日	雨	194	155	4	35									128,000	
9	月	晴	112	78									10		66,400	
10	火	晴	128	86									10		70,800	
11	水	曇	114	81									5		69,600	
12	木	雨	105	69									12		59,600	
13	金	晴	117	79									11		63,200	
14	土	晴	189	145											116,000	
15	日	曇	216	153											132,400	
16	月	雨	121	77									25		73,600	
17	火	晴	147	83									30		79,600	
18	水	晴	140	81									33		76,800	
19	木	曇	126	74									30		73,600	
20	金	雨	158	90	2	30							36		72,000	
21	土	晴	207	146	6	55									16,800	
22	日	晴	238	159	8	70	1								138,400	
23	月	曇	119	68									28		67,600	
24	火	雨	141	77									33		61,600	
25	水	晴	180	0					180						10,000	
26	木	晴	125	73					27					25		72,000
27	金	曇	119	62	2	21							34		49,600	
28	土	雨	183	143					40						114,400	
29	日	晴	205	81					57						128,000	
30	月	晴	139	81					34					24		78,800
31	火	曇	136	73					28					35		58,400
合 计			4571	2926	4	974	4	180	12	0	0	0	429	14	2,512,400	

納付（納入）書 見本

（収納済通知書）		大阪府税	
□ 座番号	加入者	99 01	
00980-3-960090		大阪府会計管理者	
住所又は所在地 ○○市○○町○○番地の○			
氏名姓氏名前 ○○○○株式会社 ○○○○ゴルフ倶楽部			
様			
税目	課税年度	期別	税目 ID
ゴルフ場 利用税	令和〇年	令和〦年〇月	26
事業所	年度	頭 湖	申告整理
01			区分 CD
		備 収 通 等 号	
税額	2512400		
延滞金			
加算金			
合計	¥2512400		
納期限	令和〦年〇月〇日	印字番号	
備考	○○○ゴルフ倶楽部		
課税事務所	大阪府にわかつ北府税事務所		
取りまとめ店	〒539-8794 大阪府金車業センター		
指定金庫機関	りそな銀行 大阪 公務部		
（OCR用） (00980-3-960090) 加入者保有			

- ◎ 該当月の税額等必要箇所を記入のうえ、下表の金融機関で納入してください。

府税の納付(納入)書の表面に、「地方税統一 QR コード(eL-QR(エルキューアール))」の印刷があるものに限り、「地方税お支払サイト」を利用して以下の方法で納付が可能です。

- ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキングや ATM
 - ・スマートフォン決済アプリ
 - ・Pay-easy (ペイジー)

「地方税統一 QR コード(eL-QR(エルキューアール))」に対応した金融機関や各納付方法の詳細な内容については、地方税お支払サイトや大阪府の HP(納税について)をご確認ください。

※申告期限の1週間前までに管轄の府税事務所へ申告書が届いており、納付(納入)書の発行依頼があった場合は、「地方税統一QRコード(eL-QR(エルキューアール))」の印刷がある納付書の送付(交付)が可能となります。

取扱金融機関一覧

令和7年4月1日現在

区分		名称
国内に所在する全店舗	銀行	りそな、三菱UFJ、三井住友、あおぞら、みずほ、SBI新生、関西みらい、池田泉州、北陸、北國、大垣共立、十六、三十三、百五、滋賀、京都、南都、紀陽、但馬、鳥取、中国、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、東京スター、富山第一、あいち、名古屋、徳島大正、みなと、香川、愛媛、高知
	労働金庫	近畿
府内に所在する店舗	信用金庫	信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
	信用組合	全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ
	農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いすみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市
	ゆうちょ銀行	大阪府内の各郵便局

第4 非課税

1 非課税となる利用

次に掲げる要件に該当するゴルフ場の利用については、利用に当たって利用者が非課税の要件に該当する者であることを申告し、非課税要件を証明する場合に限りゴルフ場利用税が課されません。

<非課税となる利用行為>

- ①年齢 18 歳未満の者がゴルフを行う場合
- ②年齢 70 歳以上の者がゴルフを行う場合
- ③地方税法に規定する障がい者がゴルフを行う場合
- ④国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が、当該国民スポーツ大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としてゴルフを行う場合
- ⑤学生、生徒及びこれらの者を引率する教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合
- ⑥スポーツ基本法に規定する国際競技会のうち我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定され、又は了解されたもののゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としてゴルフを行う場合

非課税適用要件の優先順位

ゴルフ場の利用者が複数の非課税要件に該当する場合、次の順位により非課税措置を適用してください。

①②の年齢要件



③障がい者の利用



④～⑥の利用

2 非課税措置（18 歳未満、70 歳以上、障がい者の利用）

(1) 非課税措置の基本的な手続き

非課税措置の対象となるゴルフ場の利用者から「ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第 19 号（その 1））」を提出された場合、本人確認書類及び非課税要件を証する証明書（氏名、生年月日等の記載がある官公署等発行の証明書、地方税法に規定する障がい者であることを証するもの）の提示又は写しの提出を受ける必要があります。

ア 利用者には、ゴルフ場の利用ごとに、署名簿の記入などと併せて、「ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第 19 号（その 1））」に必要事項を記載していただき、これを受領してください。

イ その際、本人確認書類及び非課税要件を証する証明書類の提示又は写しの提出を受けてください。

ウ 証明書類等により本人確認及び非課税適用要件の確認を行い、当該利用者を非課税としてください。

(2) 非課税措置に係る事務処理の簡素化

非課税措置は、次の方法により事務処理の簡素化を図ることができます。

初回利用時に利用者から提出があった「ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第19号（その1））」及び「本人又は非課税要件を証する証明書の写し」を管理・保管します。

これにより、非課税措置対象の利用者は、2回目利用以降の「ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第19号（その1））」の提出並びに本人確認書類及び非課税要件を証する証明書類の提示又は写しの提出を省略することができます。

ただし、利用者は利用ごとに、口頭、ゴルフ場発行の非課税カード（発行ゴルフ場内のみ有効なもの）の提示又は署名簿への記載等の手段により非課税要件を具備することをゴルフ場に通知していただく必要があります。

なお、特例適用のうち年齢 65 歳以上 70 歳未満の利用者についても、上記に準じた手続きが可能です。

【初回利用時】

ア 利用者に、ゴルフ場の利用ごとに、署名簿の記入などと併せて、「ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第19号（その1））」に必要事項を記載していただき、ゴルフ場はこれを受領してください。

イ 本人確認書類及び非課税要件を証する証明書類の提示又は写しの提出を受けてください。

ウ 提示された証明書類により本人確認及び非課税適用要件の確認を行い、当該利用者を非課税としてください。

なお、提示された証明書類は、コピーを取り、「ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第19号（その1））」に添付し保管してください。

工 「ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第19号（その1））」は、2回目以降の利用時に非課税要件等を確認するため継続使用するので、保管・管理してください。

様式第19号（その1）

ゴルフ場利用税非課税適用申告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府なにわ北府税事務所長様

利 用 者	住 所	大阪市〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号
	氏 名	〇〇 〇〇
	生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生 75歳(利用日現在の年齢)
利 用 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
ゴ ル フ 場 の 名 称	〇〇ゴルフ倶楽部	

大阪府税規則第25条の3の規定により、下記のとおり非課税の適用を申告します。

記

要 件	証 明 内 容		
<input type="checkbox"/> ① 18歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> ② 70歳以上	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 学生証	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
	<input type="checkbox"/> その他()		
証明書記号・番号 〇〇〇〇〇〇			
<input type="checkbox"/> ③ 障がい者等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> その他()		
	証明書記号・番号		証明書の発行者

【2回目以降の利用時】

利用者が署名簿を記入する際などに、保管・管理している情報（氏名、生年月日等）により本人確認及び非課税適用要件の確認を行い、当該利用者を非課税としてください。

(3) 非課税措置に係る事務処理の簡素化を行っているゴルフ場における事績管理

非課税措置に係る事務処理の簡素化を行っているゴルフ場においては、2回目以降の利用において利用者から「ゴルフ場利用税非課税適用申告書(通達様式第19号(その1))」の提出が不要となります。

なお、日々の非課税利用事績を把握するために、「ゴルフ場日計簿（通達様式第12号（その2））」など非課税利用の事績が判る書類を別途作成・保管しておいてください。

ゴルフ場日計簿							
令和〇〇年〇〇月分		氏名	住所	生年月日・年齢	要件	証明書の種類及び番号	備考
日	種類	番号					
〇〇	〇〇 〇〇	大阪市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	②	運転免許証	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	②	運転免許証	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	②	運転免許証	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	③	身体障害者手帳	〇〇〇第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 〇〇市
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	③	身体障害者手帳	〇〇〇第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 〇〇県
〇〇	〇〇 〇〇	大阪市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		平成〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	②	運転免許証	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	②	運転免許証	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	③	身体障害者手帳	〇〇〇第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 〇〇市
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		平成〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	①	生徒手帳	第〇〇〇〇号 〇〇〇高等学校
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	②	運転免許証	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	②	運転免許証	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	②	運転免許証	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
合計利用人數					① 1 人	② 8 人	③ 3 人
					④ 人	⑤ 人	
					⑥ 人	⑦ 人	⑧ 人
					⑨ 人		

3 非課税措置（国民スポーツ大会のゴルフ競技、学校の教育活動、国際競技大会の選手の利用）

非課税措置の対象となる競技等については、以下のとおりです。

国民スポーツ大会のゴルフ競技	大阪府知事又は大阪府の教育委員会の証明書（国民スポーツ大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手の氏名、住所、当該選手が利用するゴルフ場の名称、所在地、競技日程など、適用に当たり必要となる事項が記載された証明書（任意の様式））の交付を受けた者が国民スポーツ大会（予選会、公式練習を含む。）のゴルフ競技を行うためのゴルフ場の利用
学校の教育活動としての利用	学校長の証明書（保健体育科目の実技又は学校公認の課外活動であることの証明書（任意の様式））の交付を受けた学生等又は引率の教員 ^(※1) が教育活動のためのゴルフ場の利用
国際競技大会のゴルフ競技	国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行した証明書（任意の様式）の交付を受けた者が国際競技大会 ^(※2) （公式練習を含む。）のゴルフ競技を行うためのゴルフ場の利用

※1 教員の利用

教員は、学生等を引率する場合のみ非課税措置が適用されます。学校の教育活動の一環であっても学生等の引率を伴わない教員のみの利用は非課税措置の対象外です。
また、学生等を引率している場合でも外部コーチ（当該学校の教員でない者）については、非課税となりません。

※2 国際競技大会

閣議決定・了解されたものに限ります。

例：ワールドマスターズゲーム 2021 関西、第 20 回アジア競技大会 等

ア 利用者に対して、「ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第 19 号（その 1））」及び証明書の提出を求めてください。

また、利用者が複数人の場合には、「ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書（通達様式第 20 号（その 1））」及び「非課税適用共同申告書一覧表（通達様式第 20 号の 2（その 1））」をご活用ください。

なお、国民スポーツ大会及び国際競技大会の選手については、上記適用申告書の本人確認のための「証明書の種類及び番号」欄の記載を省略しても差し支えありません。

イ 提示された証明書（氏名、生年月日等の記載がある官公署等発行の証明書）により本人確認を行い、当該利用者を非課税としてください。

ウ 提出のあった、非課税適用共同申告書等及び各種証明書は、必ず保管しておいてください。

・記載例 非課税適用申告書（国民スポーツ大会・共同） ↗ P 13 ~ 14

・記載例 非課税適用申告書（学生等・共同） ↗ P 15 ~ 16

国際競技大会については、非課税適用申告書とともに大会を準備及び運営する者が発行する証明書の添付が必要となります。

＜御注意ください＞個人番号カード（マイナンバーカード）の取扱いについて

個人番号カード（マイナンバーカード）は、金融機関等本人確認の必要な窓口で身分証明書として利用できますが、個人番号をコピー・保管できる事業者は、行政機関や雇用主等、法令に規定された者に限定されているため、個人番号が記載されているカードのうら面をコピー・保管することはできません。

個人番号カード（マイナンバーカード）により非課税・特例適用の簡素化を行う場合には、「カードのおもて面のみをコピー・保管」していただきますようお願いいたします。



【おもて面】



【うら面】

非課税適用共同申告書記載例（国民スポーツ大会の選手・共同）

様式第20号（その1）

ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書		
令和〇〇年〇〇月〇〇日		
大阪府なにわ北府税事務所長様		
利用者 (代表者)	住 所	大阪市〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号
	氏 名	〇〇 〇〇
	生 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 生 30歳（利用日現在の年齢）
利 用 年 月 日		令和〇〇年〇〇月〇〇日
ゴルフ場の名称		〇〇ゴルフ俱楽部
大阪府税規則第25条の3の規定により、下記のとおり非課税の適用を共同で申告します。		
なお、他の利用者は、「ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書一覧表」のとおりです。		
記		
要 件 証 明 内 容 等		
<input type="checkbox"/> ① 18歳未満 <input type="checkbox"/> ② 70歳以上	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ 証明書記号・番号	<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ 証明書の発行者
<input type="checkbox"/> ③ 障がい者等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 証明書記号・番号	<input type="checkbox"/> その他（ 証明書の発行者
<input checked="" type="checkbox"/> ④ 国民スポーツ 大会の選手	大会名 証明書記号・番号	国民スポーツ大会大阪府代表（青年）選考会 大阪府教育長証明 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇号
<input type="checkbox"/> ⑤ 学生等 (教育活動)	学校名等 証明書記号・番号	<input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 生徒 <input type="checkbox"/> 引率教員 (学校名)
<input type="checkbox"/> ⑥ 国際競技 大会の選手	大会名 証明書記号・番号	
注意1：この申告書を提出されるときは、ゴルフ場に証明書を必ず提示（写しの提出も可。）してください。ただし、個人番号カードの場合は、個人番号が記載された裏面の写しの提出はできません。また、個人番号の記入は不要です。なお、証明書を提示されない場合には、適用が受けられません。		
2：④に該当する者にあっては、都道府県知事又は都道府県の教育委員会が発行する証明書を申告書に添付して提出してください（提出されない場合には適用が受けられません。）。		
3：⑤に該当する者にあっては、学校の学長又は校長が発行する証明書を申告書に添付して提出してください（提出されない場合には適用が受けられません。）。		
4：「証明書記号・番号」欄には、各証明書の番号（運転免許証の場合は、免許証番号）を記載してください。また、学生証にあっては学校名、その他の証明書にあっては当該証明書の具体的な名称等、証明書の種類が特定できるように記載してください。		
5：⑥に該当する者にあっては、国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書を申告書に添付してください（提出されない場合には適用が受けられません。）。		

(付)意様式

ゴルフ場利用税の非課税適用の利川に係る証明願兼証明書 (国民スポーツ大会用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府教育長様

申請者 〇〇 〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は 一般社団法人 大阪府〇〇協会
名 称 理事長 〇〇 〇〇

地方税法第75条の3第1号に規定するゴルフ場利用税の非課税の適用を受けるために必要が
ありますので、別添の一覧に記載の者が国民スポーツ大会の選手であり、国民スポーツ大会(予
選会を含む。)のゴルフ競技として、下記のとおりゴルフ場を利用することを証明願います。

記

国民スポーツ 大会の名称等	種 別	国民スポーツ大会の予選会
	主 催 者	一般社団法人 大阪府〇〇協会
	大 会 名	府民アマチュアゴルフ競技会 第(国民スポーツ大会大阪府代表(青年)選考会
利用するゴルフ 場の名称等	所 在 地	大阪府〇〇市〇〇町〇〇番地の〇
	名 称	〇〇〇ゴルフ俱楽部
	利 用 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇第〇〇〇〇号

前記のとおりであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府教育長

非課税適用共同申告書記載例（学生等・共同）

様式第20号（その1）

ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
大阪府なにわ北府税事務所長様			
利 用 者 (代表者)	住 所	大阪市〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号	
	氏 名	〇〇 〇〇	
	生 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 生 18歳（利用日現在の年齢）	
利 用 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
ゴ ル フ 場 の 名 称	〇〇ゴルフ俱楽部		
大阪府税規則第25条の3の規定により、下記のとおり非課税の適用を共同で申告します。 なお、他の利用者は、「ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書一覧表」とおりです。			
記			
要 件		証 明 内 容 等	
<input type="checkbox"/> ① 18歳未満 <input type="checkbox"/> ② 70歳以上		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input type="checkbox"/> ③ 障がい者等		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input type="checkbox"/> ④ 国民スポーツ大会の選手		大 会 名	国民スポーツ大会大阪府代表（青年）選考会
<input type="checkbox"/> ⑤ 学 生 等 (教育活動)		大 会 名	大阪府教育長証明 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇号
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 国際競技大会の選手		学 校 名 等	<input type="checkbox"/> 学生 <input checked="" type="checkbox"/> 生徒 <input type="checkbox"/> 引率教員 (学校名 〇〇高等学校 3年生)
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 国際競技大会の選手		証明書記号・番号	証明書記号・番号 学校長証明 令和〇〇年〇月〇日付け 第〇〇〇〇号
<input type="checkbox"/> ⑥ 国際競技大会の選手		大 会 名	証明書記号・番号
<input type="checkbox"/> ⑥ 国際競技大会の選手		証明書記号・番号	

注意1：この申告書を提出されるときは、ゴルフ場に証明書を必ず提示（写しの提出も可）してください。ただし、個人番号カードの場合は、個人番号が記載された裏面の写しの提出はできません。また、個人番号の記入は不要です。なお、証明書を提示されない場合には、適用が受けられません。

2：④に該当する者にあっては、都道府県知事又は都道府県の教育委員会が発行する証明書を申告書に添付して提出してください（提出されない場合には適用が受けられません）。

3：⑤に該当する者にあっては、学校の学長又は校長が発行する証明書を申告書に添付して提出してください（提出されない場合には適用が受けられません）。

4：「証明書記号・番号」欄には、各証明書の番号（運転免許証の場合は、免許証番号）を記載してください。また、学生証にあっては学校名、その他の証明書にあっては当該証明書の具体的な名称等、証明書の種類が特定できるように記載してください。

5：⑥に該当する者にあっては、国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書を申告書に添付してください（提出されない場合には適用が受けられません）。

様式第20号の2（その1）

ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書一覧表

氏 名	住 所	生 年 月 日・年齢	要件	証明書の種類及び番号		備 考
				種類	番号	
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	平成〇〇年〇月〇日 (18)歳	⑤	学校長証明	〇〇第〇〇号	〇〇高校3年生
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	平成〇〇年〇月〇日 (18)歳	⑤	学校長証明	〇〇第〇〇号	〇〇高校3年生
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	平成〇〇年〇月〇日 (17)歳	①	生徒手帳	〇〇〇〇番	〇〇高校3年生
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	平成〇〇年〇月〇日 (16)歳	①	生徒手帳	〇〇〇〇番	〇〇高校2年生
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	平成〇〇年〇月〇日 (16)歳	①	生徒手帳	〇〇〇〇番	〇〇高校2年生
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	平成〇〇年〇月〇日 (16)歳	①	生徒手帳	〇〇〇〇番	〇〇高校2年生
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	昭和〇〇年〇月〇日 (40)歳	⑤	学校長証明	〇〇第〇〇号	〇〇高校引率教員
		()歳				
		()歳				
		()歳				
合 計 利 用 人 員	① 4人	② 人	③ 人	④ 人	⑤ 3人	⑥ 人

注意：1 「年齢」欄には、利用日現在の年齢を記載してください。

2 「要件」欄には、「ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書」の「要件」欄の番号（①18歳未満、②70歳以上、③障がい者等、④国民スポーツ大会の選手、⑤学生等（教育活動）、⑥国際競技大会の選手）を記載してください。

3 「備考」欄には、③の場合の証明書の発行者（都道府県名等）を、④の証明書の発行者（都道府県知事又は都道府県の教育委員会）及び証明番号を、⑤の場合の証明書の発行者（学校名）、健康保険証等の場合は、当該証明書の場合は当該証明書の具体的な名称など証明書の種類が特定できるように記載してください。

4 「合計利用人員」には、代表の利用者を含めて、該当要件別に利用人数を記載してください。

(任意様式)

ゴルフ場利用税の非課税適用の利用に係る証明書（学校の教育活動用）

〇〇第〇〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府なにわ北府税事務所長様

学校の所在地	大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
学校の名称	〇〇〇高等学校
学長又は校長	校長 〇〇 〇〇
	印

下記の者が行うゴルフ場の利用は、地方税法第75条の3第2号に規定するゴルフ場の利用に該当することを証明します。

記

学 生 等	住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
	氏 名	〇〇 〇〇 (他の利用者3名は別紙一覧表のとおり)
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日生
	生徒番号 又は学番	〇〇〇〇番
	利用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 地方税法施行規則第8条の12第1号に規定する授業 <input type="checkbox"/> 地方税法施行規則第8条の12第2号に規定する課外活動
利用するゴルフ場の名称等	所在 地	大阪府〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地の〇
	名 称	〇〇〇ゴルフ倶楽部
	利用期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日

注意： 1 「利用形態」欄には、該当するものに✓印を付してください。
2 複数の者がゴルフ場を利用する場合には、同様の内容を記載した一覧表を添付して証明しても差し支えはありません。
3 ゴルフ場の利用日現在、年齢18歳以上70歳未満の学生等（地方税法第23条第1項第9号に規定する障害者を除く。）又は引率教員について証明してください。

【別紙】

学校の教育活動に参加する学生等（引率教員を含む）の一覧表

氏名	住 所	生年月日	生徒番号 又は学番
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地の〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日生	〇〇〇〇番
〇〇 〇〇	大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号	平成〇〇年〇〇月〇〇日生	〇〇〇〇番
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	〇〇〇〇番 (引率教員)
以 下 余 白			

4 署名簿との兼用

非課税適用申告書については、署名簿と兼用のものなど各ゴルフ場において独自の様式を作成・使用していただいて構いません。

ただし、事前になにわ北府税事務所担当者まで御相談ください。

5 申告

非課税の利用人数をゴルフ場日計簿（通達様式第12号（その1））に記入し、納入申告書と併せて、なにわ北府税事務所へ提出（窓口・郵送・電子）してください。

非課税適用の申告手続一覧表（まとめ）

非課税となる利用		基本手続（非簡素化）	事務の簡素化手続	備考
	申告書	証明書類		
① 年齢18歳未満の者がゴルフを行う場合		官公署等から発行又は発給されたものでの、氏名、生年月日等の記載があるもの（運転免許証、個人番号カード、学生証、生徒手帳等） ※写しの提示可		
② 年齢70歳以上の者がゴルフを行う場合				
③ 地方税法（法施行令第7条）に規定する障がい者がゴルフを行う場合		・精神障害者（愛の手帳、みどりの手帳等） ・身体障害者（手帳） ・医療特別手当証書 ・障害者控除対象者認定書 ※上記書類で本人確認（氏名・生年月日）をできない場合は、①、②と同様の本人確認書類が必要	【初回利用時】 ・非課税適用申告書と併せて、証明書類（写し）の提供を受ける。 ・証明書類（写し）を管理・保管しておく。	・個人番号カードを提示された場合は、カードのおもて面のみの写しを受取って保管してください。 (個人番号が記載されている裏面の写しは受け取らないでください。)
④ 当該国民スポーツ大会の競技（予選会、公式練習を含む。）としてゴルフを行う場合		通達様式第19号（その1）「ゴルフ場利用税非課税適用申告書」 又は 通達様式第20号（その1）「ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書」 通達様式第20号の2（その1） 「ゴルフ場利用税非課税適用共同申告 一覧表」	・本人確認書類（①、②と同じ） ・都道府県知事又は都道府県教育委員会が交付した団体ゴルフ競技参加選手の利用である旨の証明書 の非課税カードの提示、署名済の記載等）の申し出を受ける。 ・申し出を受け、管理・保管して いる情報により、非課税対象者であることを確認する。 ※非課税適用申告書の提出は不要	・利用者から、非課税の要件を満たしている旨（口頭、ゴルフ場券の非課税カードの提示、署名済の記載等）の申し出を受ける。 ・④～⑥の非課税用件について、①～③の用件も満たしている場合は、①～③の用件を優先して適用してください。
⑤ 学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短大を含む。）及び高等専門学校）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの方を引率する教員が当該学校の教育活動（保健体育科目の実技又は学校公認の課外活動）としてゴルフを行う場合		・学校長が交付する教育活動（保健体育科目の実技又は学校公認の課外活動）のための利用である旨の証明書		
⑥ スポーツ基本法に規定する認定再協議会のうち我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが開議において決定され、又は了解されたゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としてゴルフを行う場合			・本人確認書類（①、②と同じ） ・国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が開催した国際競技大会又はその公式練習に参加する選手である旨の証明書	

第5 特例措置（不均一課税）

1 特例措置とは

大阪府では、下表のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税について、

- ・別にゴルフ場の利用料金^(※1)に定めがあり
- ・その利用料金が通常の利用料金^(※2)と比較して、一定額以上軽減されている場合^(※3)に限り、事前に届け出て承認を受けることにより、当該利用について課するゴルフ場利用税の税率が、2分の1となります。

①	年齢 65 歳以上 70 歳未満の利用者
②	規則で定める競技会（スポーツ基本法第 26 条第 1 項に規定する国民スポーツ大会に準ずる競技会）に参加するための利用（プロゴルファーを除く）
③	早朝・薄暮等の利用（規則で定める利用時間、利用場所等の制約があるゴルフ場の利用）

(※1) 別に定める利用料金とは

特例措置の対象となる利用者が、特例措置が適用される利用に対して負担するコースの利用料金をいいます。

なお、会員のみ軽減等全ての利用者を対象にしていないものや、冬場料金、シーズンオフ料金と称して一定期間全利用者に対して一時的な割引料金を定めているものについては、ここでいうコースの利用料金が軽減されていることにはなりません。

(※2) 通常の利用料金とは

会員制のゴルフ場にあっては会員又は非会員が、会員制でないゴルフ場にあっては一般的の利用者が、利用の対価として通常負担すべきコースの利用料金（グリーンフィー）をいいます。

(※3) 一定額以上軽減されている場合とは

対象となる利用により異なります。

対象となる利用	通常の利用料金に対する軽減率
① 年齢 65 歳以上 70 歳未満の利用者	<u>20%以上</u>
② 規則で定める競技会	<u>20%以上</u>
③ 早朝・薄暮等	<u>50%以上</u>

注：通常の利用料金が平日、土曜日又は日曜・祝日により区分して定められているときは、別に定める料金が、これらの区分ごとに対応して一定額以上軽減されている必要があります。

★特例措置に関する申請手続きの概要等については、次ページの

「特例措置の申請（申告）手続等一覧表」をご覧ください。

特例適用の申請（申告）手続一覧表

特例措置の対象となる利用	適用対象者	要件	事前承認手続	特例適用申告手続		備考	
				基本手続			
				申告書	要件を称する証明書類		
① 65歳以上70歳未満の利用者	ゴルフ場利用の日において65歳以上70歳未満の者	<p>その利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の利用に対する通常の利用料金（グリーンフィー）に比較して、 20%以上 軽減されていること</p>	<p>【申請時期】 ・年度ごと又は事前（※）</p> <p>【必要書類】 ・（通達様式第23号）ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書 ・65歳以上70歳未満の利用者の利用及び通常の利用に係る料金表等</p>	<p>通達様式第19号（その2）「ゴルフ場利用税特例適用申告書」 又は 通達様式第20号（その2）「ゴルフ場利用税特例適用共同申告書」 通達様式第20号の2（その2）「ゴルフ場利用税特例適用申告書一覧表」</p>	<p>官公庁等から発行又は発給されたもので、氏名、生年月日等の記載があるもの (運転免許証、個人番号カード、学生証、生徒手帳等) ※写しの提示可</p>	<p>【初回利用時】 ・非課税適用申告書と併せて、証明書類（写し）の提供を受ける。 ・証明書類（写し）を管理・保管しておく。</p> <p>【2回目以降の利用】 ・利用者から、特例適用の要件を満たしている旨（口頭、署名簿の記載等）の申し出を受ける。 ・申し出を受け、管理・保管している情報により、特例適用対象者であることを確認する。 ※特例適用申告書の提出は不要</p>	
② 規則で定める競技会	国民スポーツ大会に準ずるものとして大阪府税規則で定める競技会に参加（事前の練習を含む。）するプロゴルファー以外の選手	<p>その利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の利用に対する通常の利用料金（グリーンフィー）に比較して、 50%以上 軽減されていること</p>	<p>【申請時期】 ・事前</p> <p>【必要事項】 ・（通達様式第23号の2）ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書（競技会用） ・大会要項 ・出場予定者の氏名等の記載のある書類及び競技会実施要項等</p>			<p>・利用者から署名簿の記入と併せて、特例適用申告書又は特例適用共同申告書及び特例適用共同申告一覧表を受理してください。 ・競技会の選手については、上記申告書にある本人確認のための証明書類の種類及び番号の記入を省略することができます。</p>	
③ 早朝・薄暮等	早朝の利用等、その利用が利用時間又は利用場所について一定の制約を受けて利用する利用者	<p>その利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の利用に対する通常の利用料金（グリーンフィー）に比較して、 50%以上 軽減されていること</p>	<p>【申請時期】 ・年度ごと又は事前（※）</p> <p>【必要書類】 ・（通達様式第23号）ゴルフ場利用税特例適用ゴルフ場としての承認申請書 ・早朝又は薄暮等の利用及び通常利用に係る料金表</p>			<p>・利用者が署名簿、利用者カード等に利用の日時並びに利用者の住所及び氏名を記入することにより特例適用申告書の提出を省略しても差し支えありません。この場合、通常利用分と明確に区分し管理してください。</p>	

※前年度から継続して承認を受けようとする場合は、前年度末日の10日前までを旨に承認申請書を提出してください。

原則として特例措置の承認を受けようとする利用を開始する日の10日前までに承認申請書を提出してください。

2 特例措置の適用に関する留意事項

(1) 利用料金の変更

通常の利用料金（グリーンフィー）が変更になったときは、改めて申請書の提出をお願いします（☞ P3 第2 等級の判定 3 利用料金の変更を参照）。

(2) 「規則で定める競技会」

ア 公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会で知事が認めるもの。

- ・ JGA杯 J-sysゴルフ選手権会
- ・ 日本アマチュアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本オープンゴルフ選手権競技会
- ・ 日本グランドシニアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本シニアオープンゴルフ選手権競技会
- ・ 日本シニアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本ジュニアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本ミッドシニアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本学生ゴルフ選手権競技会
- ・ 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本女子オープンゴルフ選手権競技会
- ・ 日本女子グランドシニアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本女子シニアオープンゴルフ選手権競技会
- ・ 日本女子シニアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会
- ・ 日本女子学生ゴルフ選手権競技会
- ・ その他上記の競技会と同等の競技会

イ アに規定する競技会の予選会で知事が認めるもの

公益財団法人日本ゴルフ協会及び同協会に加盟する地区連盟（一般社団法人関西ゴルフ連盟）が主催する①に掲げる競技会の予選会

(3) 「早朝・薄暮等」の利用

特例措置の適用については、「一定の時間内に利用を終了する」又は「特定のコースを利用する」ことが必要です。

また、下記の利用条件に関する制約が必要です。

【利用条件】

ア 「一定の時間内に利用を終了する」又は「特定のコースを利用する」のどちらの場合であっても、通常プレーの「スタート開始時間前にプレーを開始させる」又は「最終利用者のスタート後にプレーを開始させる」ことにより、通常プレーと利用する時間帯を明確に分けなければなりません。

イ 「一定の時間内に利用を終了する」とは、指定されている一定時間経過後、引き続きラウンドすることができない利用をいいます。

ウ 「特定のコース」とは、アウト又はインのいずれか9ホールをいいます。

なお、18ホールの利用については、夕刻から夜間にかけてのゴルフプレーに不向きな時間帯の利用（ナイター設備を使用しての利用を含む。）を除き、利用条件の制約には該当しません。

3 特例措置の承認申請書

特例措置適用ゴルフ場としての承認を受けようとする場合には、その利用開始前に、「ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書（通達様式第23号）」、又は「ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書（競技会用）（通達様式第23号の2）」を提出（窓口・郵送・電子）し、事前に承認を受ける必要があります。

特例措置承認申請書記載例（早朝・薄暮等）

様式第23号

利用料金の内訳及びグリーンフィーの軽減率

■ 非会員(若しくは一般の利用者)

	平日			土日祝			
	18ホール利用 料金(円)A	9ホール 早朝 薄暮 利用 料金(円)B	左の軽減率(%) (A-B)/A×100	18ホール利用 料金(円)A	9ホール 早朝 薄暮 利用 料金(円)B	左の軽減率(%) (A-B)/A×100	
利用料金の 対価とし て強制 通常負 担	グリーンフィー(コース利用の対価)	2,600	(1,250)	(51.9)	7,000	(3,000)	(57.1)
	カートフィー	2,000	1,000		2,000	1,000	
	ロッカーフィー	300	300		300	300	
	施設維持費	2,000	1,000		2,000	1,000	
等級基準に係る利用料金 (①の計(消費税抜き))		6,900	3,550		11,300	5,300	
ゴルフ場利用税 (規則25条別表による)		800	400		800	400	
①の消費税(10%)		690	355		1,130	530	
任ある性 料の金 (②)	キャディフィー(消費税抜き)	3,000	—		3,000	—	
その預 りりの 他 の 料 金	保険料(消費税含む)	52	52		52	52	
	スポーツ振興基金	20	20		20	20	
	緑化基金	30	30		30	30	
端数調整	▲ 2 ▲ 7			▲ 2 ▲ 2			
合計(②を除く)		8,490	4,400		13,330	6,330	

② 特例措置適用(税額1/2軽減)の場合、グリーンフィーの軽減率は50パーセント以上であること。

■ 会員

	平日			土日祝			
	18ホール利用 料金(円)A	9ホール 早朝 薄暮 利用 料金(円)B	左の軽減率(%) (A-B)/A×100	18ホール利用 料金(円)A	9ホール 早朝 薄暮 利用 料金(円)B	左の軽減率(%) (A-B)/A×100	
利用料金の 対価とし て強制 通常負 担	グリーンフィー(コース利用の対価)	1,000	(500)	(50.0)	1,000	(500)	(50.0)
	カートフィー	1,000	500		1,000	500	
	ロッカーフィー	200	100		200	100	
	施設維持費	1,000	500		1,000	500	
①の計(消費税抜き)		3,200	1,600		3,200	1,600	
ゴルフ場利用税		800	400		800	400	
①の消費税(10%)		320	160		320	160	
任ある性 料の金 (②)	キャディフィー(消費税抜き)	3,000	—		3,000	—	
その預 りりの 他 の 料 金	保険料(消費税含む)	52	52		52	52	
	スポーツ振興基金	20	20		20	20	
	緑化基金	30	30		30	30	
端数調整	▲ 2 ▲ 2			▲ 2 ▲ 2			
合計(②を除く)		4,420	2,260		4,420	2,260	

② 特例措置適用(税額1/2軽減)の場合、グリーンフィーの軽減率は50パーセント以上であること。

昼食付きパック料金のうち、
昼食代(消費税込み)* 1,100円 一昼食付きパック料金表示の場合には、「昼食代」を参考として記載してください。

* 昼食代は利用者の自由な意思により選択できる付帯サービス料金であること。

特例措置承認申請書記載例（規則で定める競技会）

様式第23号の2

ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書（競技会用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府なにわ北府税事務所様 様

ゴルフ場の所在地 ○○○市○○○町○○番地の○

ゴルフ場の名称 ○○○ゴルフ俱楽部

氏名 ○○○○株式会社

〔 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 〕 代表取締役 ○○ ○○
(連絡先○○○-○○○○-○○○○)

大阪府税条例第44条の2第3項第2号に規定する競技会の利用のためゴルフ場利用税の特例措置適用ゴルフ場として次のとおり申請します。

競技会名	関西オープンゴルフ選手権一次予選競技							
主催者名	一般社団法人 関西ゴルフ連盟							
開催期間	競技	令和〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで (1 日間)						
	練習日	令和〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで (2 日間)						
	合計							
出場予定者数		メンバ一						
		ビジター						
種別		グリーンフィー						備考
		通常の利用料金 (A)			軽減後の利 用料金 (B)	軽減 $\frac{A-B}{A}$		
		曜日等	会員	非会員	会員	非会員	会員	
競技における利 用		平日	円	円	円	円	%	61.5
				2,600		1,000		
		土曜日						
練習日における利 用		休(祭)日						
		平日		2,600		1,000		61.5
		土曜日						
		休(祭)日						

注意 大会要綱及び出場予定者の氏名及び住所を記載した書類を添付してください。

グリーンフィーの軽減率は20%以上であること。競技会開催ゴルフ場に所属する会員は、当該競技会に参加する選手である場合に限り「非会員の利用」とみなして、軽減税率の適用を受けることができます。

4 特例適用申告書の提出

(1) 基本的な手続き

特例適用の対象となるゴルフ場の利用者から、利用ごとに「ゴルフ場利用税特例適用申告書（通達様式第19号（その2））」又は「ゴルフ場利用税特例適用共同申告書（通達様式第20号（その2））」の提出と、「本人確認書類（氏名、生年月日等の記載がある官公署等発行の証明書）の提示又は写しの提出を受ける必要があります。

- ア 利用者には、ゴルフ場の利用ごとに、署名簿の記入などと併せて、「ゴルフ場利用税特例適用申告書」に必要事項を記載していただき、これを受領してください。
- イ その際、本人確認書類の提示又は写しの提出を受けてください。
- ウ 証明書類等により本人確認及び特例適用要件の確認を行い、当該利用者の利用を特例として扱ってください。

(2) 「①年齢65歳以上70歳未満の利用者」における事務の簡素化

非課税措置（70歳以上）に準じた手続きを取ることにより事務を簡素化することができます。（詳しくは☞ P. 9をご覧ください。）

(3) 「③早朝・薄暮等」の利用における申告書の省略

利用者が署名簿、利用者カードなどに、利用年月日、住所及び氏名を記入することにより特例適用申告書の記載を省略しても差し支えありません。この場合、署名簿又は利用者カードなどに「特例措置の利用に係る日計簿（通達様式第12号（その2））と同等の内容を記載することにより、同日計簿の作成を省略することも可能です。

- ・記載例 特例措置適用申告書（年齢65歳以上70歳未満）☞ P.25
- ・記載例 特例措置適用申告書（規則で定める競技会）☞ P.26

5 署名簿との兼用

特例適用申告書についても、署名簿と兼用するなど各ゴルフ場において独自の様式を作成・使用いただいて構いません。

ただし、事前になにわ北府税事務所まで御相談ください。

6 特例措置適用ゴルフ場の表示

特例措置の適用を受けたゴルフ場は、特例措置適用ゴルフ場であること及びその内容（利用料金の金額及び特別徴収すべきゴルフ場利用税額を含む。）をゴルフ場の利用者の見やすい箇所に表示してください。

7 申告

特例措置の利用人数をゴルフ場日計簿（通達様式第12号（その1））に記入し、納入申告書と併せて、なにわ北府税事務所へ提出（窓口・郵送・電子）してください。

特例適用申告書の記載例（年齢 65 歳以上 70 歳未満）

様式第 20 号（その 2）

ゴルフ場利用税特例適用共同申告書		
令和〇〇年〇〇月〇〇日		
大阪府なにわ北府税事務所長様		
利用者 (代表者)	住 所	大阪市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
	氏 名	〇〇 〇〇
	生 年 月 日	昭和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日 生 65 歳（利用日現在の年齢）
利 用 年 月 日	令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日	
ゴ ル フ 場 の 名 称	〇〇〇ゴルフ俱楽部	

大阪府税規則第 25 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり特例の適用を共同で申告します。

なお、他の利用者は、「ゴルフ場利用税特例適用共同申告書一覧表」のとおりです。

記

要 件	証 明 内 容	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 65 歳以上 70 歳未満	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ 証明書記号・番号	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号カード ）
<input type="checkbox"/> ② 競技会の選手	競 技 会 名	
<input type="checkbox"/> ③ 早朝、薄暮等 の利用		

注意 1：この申告書を提出されるときは、③に該当する場合を除き、ゴルフ場に証明書を必ず提示（写しの提出も可。）してください。ただし、個人番号カードの場合は、個人番号が記載された裏面の写しの提出はできません。また、個人番号の記入は不要です。なお、証明書を提示されない場合には、適用が受けられません。

2：「証明書記号・番号」欄には、各証明書の番号（運転免許証の場合は、免許証番号）を記載してください。また、その他の証明書にあっては当該証明書の具体的な名称等、種類が特定できるように記載してください。

事務の簡素化のため、特例適用申告書をゴルフ場で管理・保管する場合は、併せて「証明内容等」のコピーを保管してください。
 「証明内容等」が個人番号カード（マイナンバーカード）の場合は、「カードのおもて面のみをコピー・保管」してください。（個人番号が記載されている裏面のコピーは保管しないでください。）

特例適用申告書の記載例（規則で定める競技会）

様式第20号（その2）

ゴルフ場利用税特例適用共同申告書		令和〇〇年〇〇月〇〇日
大阪府 府税事務所長様		
利用者 (代表者)	住 所	大阪市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
	氏 名	〇〇 〇〇
	生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生 年（利用日現在の年齢）
利 用 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
ゴ ル フ 場 の 名 称	〇〇〇ゴルフ俱楽部	

大阪府税規則第25条の2第3項の規定により、下記のとおり特例の適用を共同で申告します。

なお、他の利用者は、「ゴルフ場利用税特例適用共同申告書一覧表」のとおりです。

記

要 件	証 明 内 容	
<input type="checkbox"/> ① 65歳以上 70歳未満	<input type="checkbox"/> 連転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ 証明書記号・番号	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
<input checked="" type="checkbox"/> ② 競技会の選手	競 技 会 名	関西オープンゴルフ選手権一次予選競技会
<input type="checkbox"/> ③ 早朝、薄暮等 の利用		

注意1：この申告書を提出されるときは、③に該当する場合を除き、ゴルフ場に証明書を必ず提示（写しの提出も可）してください。ただし、個人番号カードの場合は、個人番号が記載された裏面の写しの提出はできません。また、個人番号の記入は不要です。なお、証明書を提示されない場合には、適用が受けられません。

2：「証明書記号・番号」欄には、各証明書の番号（運転免許証の場合は、免許証番号）を記載してください。また、その他の証明書にあっては当該証明書の具体的な名称等、種類が特定できるように記載してください。

様式第20号の2（その2）

ゴルフ場利用税特例適用共同申告書一覧表

氏 名	住 所	生年月日・年齢	要 件	証明書の種類及び番号		備 考
				種 類	番 号	
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	平成〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）	②	競技会の選手については、「証明書の種類及び番号」欄の記載を省略しても差し支えありません。		
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	平成〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）	②			
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	平成〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）	②			
		（歳）				
		（歳）				
		（歳）				
		（歳）				
		（歳）				
合 计 利 用 人 数			① 人	② 人	③ 人	

注意1：「年齢」欄には、利用日現在の年齢を記載してください。

2：「要件」欄には、「ゴルフ場利用税特例適用共同申告書」の「要件」欄の番号（①65歳以上 70歳未満、②競技会の選手、③早朝、薄暮等の利用）を記載してください。

3：「備考」欄には、他の証明書にあっては当該証明書の具体的な名称等、証明書の種類が特定できるように記載してください。

4：「合計利用人員」には、代表の利用者を含めて、該当要件別に利用人數を記載してください。

第6 課税対象外の利用

1 課税対象外として取り扱う利用

ゴルフ場の利用者に利用料金を負担させず利用させるもののうち、次ページの「課税対象外の事前届出手続等一覧表」（以下「一覧表」という。）に掲げる利用については、ゴルフ場利用税の課税対象外として取扱うことができます。

課税対象外の適用に当たっては、事前にその内容をなにわ北府税事務所長あてに届出（窓口・郵送・電子）し、承認を受ける必要があります。

※一部の利用者については、届出は不要ですが、ゴルフ場に従事者名簿を備え付けていた
だく必要があります。詳しくは一覧表をご覧ください。

なお、ゴルフ場の経営者や従業員が営業のために行う利用は職務上の利用行為であっても
課税対象となります。

2 手続き及び添付書類

一覧表をご覧ください。

3 留意事項

○「執行役員及びゴルフクラブの理事」が「ゴルフ場を維持管理するために行う利用」を行う
場合の取扱い

課税対象外の利用に係る届出書〔ゴルフ場に所属する者〕（通達様式第 26 号）に、次の
書類を添付してください。

(1) 全国展開の事業規模でゴルフ場を経営している特別徴収義務者（経営法人）の執行役員
ア 執行役員規程の写し

▶執行役員は取締役会で選任されていること
▶取締役会の授権によりゴルフ場の経営に関する執行権限が与えられていること

イ 執行役員名簿の写し

(2) ゴルフ場に属するゴルフクラブの理事

ア ゴルフクラブの会則・規約の写し

▶ゴルフ場の運営を理事会・各種委員会の活動により任されていること

イ ゴルフクラブの役員名簿の写し

4 申告

課税対象外の利用人数をゴルフ場日計簿（通達様式第 12 号（その 1））に記入し、納入申
告書と併せて、なにわ北府税事務所へ申告（窓口・郵送・電子）してください。

課税対象外の事前届出手続等一覧表

利用者等	利用の範囲	要件 (利用料金の取扱い)	事前届出様式	添付書類及び留意事項
ゴルフ場に所属する者	常時直接ゴルフ場の経営に携わる役員及び理事並びに支配人	ゴルフ場を維持管理するための利用	(通達様式第26号) 「課税対象外の利用に係る届出書 (ゴルフ場に所属する者)」	役員名簿等 (異動があれば、その都度提出してください)
	グリーンキーパー	コースの維持管理するための利用		届出は不要です 届出は不要ですが、利用者を特定するための従事者名簿を備え付けてください。課税対象外の適用は名簿に登載された者に限ります。
	キャディーマスター	キャディーの教育訓練をするための利用		
	キャディー	教育訓練を受けるための利用		
	従業員（自分が雇用する者に限り、派遣・請負の従業員は除く。）	経営者が計画した福利厚生計画の範囲内における従業員の利用		福利厚生計画書 (年度当初又は事前に届出を提出してください)
	プロゴルファー 補助プロゴルファー	利用者の技術指導をするための利用	(通達様式第26号) 「課税対象外の利用に係る届出書 (ゴルフ場に所属する者)」	異動があればその都度提出してください
		コースの維持及び改善についての助言をするための利用		
		自己の技術向上を図るための利用		
		公益社団法人日本プロゴルフ協会が主催する全日本プロゴルフ選手権大会及び一般社団法人日本ゴルフツアーミュージックが承認するツアートーナメント（以下「全日本プロゴルフ選手権等」という。）に参加（予選及び事前の練習を含む。）するための利用	利用者にキャディーフィー、カートフィーを除く利用料金を負担させていないこと	
		一般社団法人日本女子プロゴルフ協会が承認するマネーランキング対象トーナメントに参加（予選及び事前の練習を含む。）するための利用		競技会の実施要項
ゴルフ場に所属しない者	プロゴルファー	公益社団法人日本プロゴルフ協会が主催する全日本プロゴルフ選手権大会及び一般社団法人日本ゴルフツアーミュージックが承認するツアートーナメント（以下「全日本プロゴルフ選手権等」という。）に参加（予選及び事前の練習を含む。）するための利用	(通達様式第27号) 「課税対象外の利用に係る届出書 (ゴルフ場に所属しない者)」	・競技会の実施要項 ・参加予定者名簿
		一般社団法人日本女子プロゴルフ協会が承認するマネーランキング対象トーナメントに参加（予選及び事前の練習を含む。）するための利用		
	支配人 グリーンキーパー キャディーマスター プロゴルファー	ゴルフ場の経営者の要請に基づいて、ゴルフ場の維持及び改善についての助言及び指導をするための利用		・依頼文書（要請書など） ・参加（予定）者名簿
	補助プロゴルファー	研修機関の研修に参加するための利用		・研修内容がわかる書類 ・参加（予定）者名簿
公式競技		公益財団法人日本ゴルフ協会又は関西ゴルフ連盟（以下「日本ゴルフ協会等」という。）が主催する公式競技に参加（予選及び事前の練習を含む。）するための利用	年1回以内の開催で、利用者に利用料金を負担させていないこと	・競技会の実施要項 ・参加（予定）者名簿
開場記念行事		ゴルフ場の経営者が当該ゴルフ場の開場記念行事の一環として客を招致して行う経営者及び招待客の利用		・行事内容のわかる書類 ・招待状の見本 ・招待者名簿

課税対象外の利用に係る届出書記載例（ゴルフ場に所属する者）

様式第 26 号

課税対象外の利用に係る届出書記載例（ゴルフ場に所属しない者）

様式第 27 号

※ ゴルフ場の経営者の要請に基づいて、ゴルフ場の維持及び改善についての助言及び指導をするための利用の場合は、その内容を具体的に記載（別紙に記載でも構いません。）してください。

〔記載例〕

○○地区支配人会によるコース視察

〇〇〇競技会は当ゴルフクラブにおいて平成〇年〇月〇日開催予定となっておりますため、〇〇地区ゴルフ場の支配人（又はグリーンキーパー、キャディーマスター、プロゴルファー）にコースコンディションを検分いただき、改善点について指導・助言を得ることとしております。

第7 帳簿の保存及び調査

1 帳簿記載義務及び保存義務

特別徴収義務者は、経営するゴルフ場ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載するとともに、その帳簿を5年間保存しなければなりません。

(1) 次の事項が記載されている日計簿や月計簿などの帳簿類

- ア 利用者の数
- イ 利用料金の総額
- ウ ゴルフ場利用税額

(2) 次の事項が記載されている非課税適用(共同)申告書、特例適用(共同)申告書、日計簿^{*}(通常様式第12号(その2))

* 日計簿(その2)は非課税及び特例措置(年齢65歳以上70歳未満の利用者)に係る事務処理の簡素化をしているゴルフ場のみ。

ア 非課税・特例措置の利用年月日

イ 利用者の氏名

ウ 非課税・特例措置(利用時間、利用場所等の制約のある利用を除きます。)の適用要件を示す証明書類(運転免許証、身体障害者手帳、個人番号カード、パスポート、学生証、生徒手帳、国民スポーツ大会の選手であることの証明書、学校の教育活動であることの証明書など)の種類及び記号・番号

非課税及び特例措置(年齢65歳以上70歳未満の利用者)に係る事務処理を簡素化している場合で、特別徴収義務者において保存する非課税(特例)適用申告書及び証明書類の写しは、これらを管理する必要がなくなった日から5年間保存してください。

(当該書類についてはスキャナを利用した電磁的記録による保存はできません。)

(1)の帳簿については、特別徴収義務者の方が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合で、必要な要件を満たす場合は、電磁的記録による保存をもって、帳簿の作成、保存に代えることができます。

なお、令和3年度税制改正において電子帳簿等保存制度の見直しが行われ、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、ペーパーレス化に資する観点から、電磁的記録による保存制度に係る手続が簡素化されました。

【電子帳簿等保存制度の見直し(概要)】

改正前 (R3.12.31以前)	改正後 (R4.1.1以後)
電子的に作成された帳簿を電子データのまま保存する場合には、事前に知事の承認が必要。	事前の承認制度が廃止されました。
電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 (1)訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること。 (2)モニター、説明書等を備え付けること。	改正前の(1)(2)の要件を特定要件として、この特定要件を充足している場合は、事後検証要件(税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じること)が不要となります。
○上記の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができませんので、紙を印刷して保存する必要があります。	○改正前(2)及び事後検証要件を満たす電子帳簿についても、電子データのままで保存することが可能です。

よって、令和4年1月1日以後に作成・保存する帳簿を電磁的記録により保存する場合は、下表の改正後の要件を満たしていれば電子保存することが可能となります。

保存要件		改正前	改正後
①	システム関係書類（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	○	○
②	保存場所に電子計算機(PC等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付けること	○	○
③	訂正事項の訂正・削除の事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	—
④	通常の業務処理期間(最長2カ月)を経過した後に入力を行った場合は、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	—
⑤	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の間において、相互にその関連性を確認できること	○	—
⑥	取引年月日、勘定科目、取引金額その他の帳簿の種類に応じた記録項目により検索できること 【●改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定】	○	—
⑦	日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	—
⑧	二つ以上の任意の記録事項を組み合わせた条件により検索できること	○	—
⑨	税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	—	○※

※⑨の要件は、特定要件（改正前の要件）を全て満たしているときは不要です。

2 申告内容の検査等について

ゴルフ場利用税の適正な申告納入を担保するために、次のとおり定期的に調査を実施していますので、御理解と御協力をお願いします。

調査の結果、申告税額が実際よりも過少であった場合は増額更正を行い、過大であった場合は更正の請求をすることができます。

種類	時期	概要
書面調査	年度当初	ゴルフ場の現状について、全ゴルフ場に文書により照会します。
現地調査	通年	全ゴルフ場に対して概ね3～4年に1回の頻度で、職員がゴルフ場に直接赴き、等級の決定や毎月の申告内容の基礎となる帳簿や伝票(電磁的記録を含む)、署名簿、非課税適用申告書などについて調査します。

3 更正の請求について

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から 5 年以内とされています。

(3) 請求の手続

更正の請求は、「ゴルフ場利用税更正の請求書(通達様式第 22 号)」に理由を明記の上、なにわ北府税事務所に提出（窓口・郵送・電子）してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。

そのため、帳簿等をお見せいただく場合がありますので、ご協力ををお願いいたします。

第8 電子申告・申請の手続

ゴルフ場利用税に関する以下の手続きについて、eLTAX を利用した電子申告・申請を行うことができます。詳しい操作方法等については [eLTAX のホームページ\(外部サイト\)](#)をご確認ください。

電子申告・申請が可能な手続き一覧

手続名	手続概要
納入申告	毎月の利用者数や税額を申告する場合の手続
特別徴収義務者登録申請	新たにゴルフ場の経営を開始し、特別徴収義務者としての登録を行う場合の手続
登録事項変更(休止・廃止)申請	特別徴収義務者としての登録事項の変更、ゴルフ場の休止、廃止を行う場合の手続
特例措置適用ゴルフ場としての承認申請	ゴルフ場利用税の特例措置を適用するゴルフ場として承認を受けようとする場合の手続
課税対象外の利用に係る届出	課税対象外の利用を行う場合に、利用の日までに承認を受けるための手続
徴収奨励金口座振替の申出	特別徴収義務者徴収奨励金を振り込む口座を指定する場合の手続
実態調査表の提出	年度当初等に行うゴルフ場における等級の基準となる要素（利用料金など）を報告する場合の手続
更正の請求	計算誤り等の理由により納入すべきゴルフ場利用税額を実際よりも過大に申告したときで更正の請求をする場合の手続
書類提出期限延長・納期限延長申請	災害その他やむを得ない理由により申告・申請や納入を期限までに行うことができない場合に提出期限を延長するための手続
納税管理人申告	納税管理人を指定、若しくは取りやめる場合の手続

第9 主要な様式のダウンロード

以下の申告等に係る様式については、大阪府ホームページ（府税あらかると）からダウンロードが可能です。ご活用ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/download.html>

1 納入申告関係

- (1) ゴルフ場利用税納入申告書（規則様式第四十五号）
- (2) ゴルフ場日計簿（通達様式第12号（その1））
- (3) ゴルフ場日計簿（通達様式第12号（その2））

2 特例適用申告関係

- (1) ゴルフ場利用税特例適用申告書（通達様式第19号（その2））
- (2) ゴルフ場利用税特例適用共同申告書（通達様式第20号（その2））
- (3) ゴルフ場利用税特例適用共同申告書一覧表（通達様式第20号の2（その2））

3 非課税申告関係

- (1) ゴルフ場利用税非課税適用申告書（通達様式第19号（その1））
- (2) ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書（通達様式第20号（その1））
- (3) ゴルフ場利用税非課税適用共同申告書一覧表（通達様式第20号の2（その1））
- (4) ゴルフ場利用税の非課税適用の利用に係る証明願兼証明書（国民スポーツ大会用）（任意様式）
- (5) 国民スポーツ大会（予選会）の選手名簿（任意様式）
- (6) ゴルフ場利用税の非課税適用の利用に係る証明書（学校の教育活動用）（任意様式）
- (7) 学校の教育活動に参加する学生等（引率教員を含む）の一覧表（任意様式）

4 特例措置適用ゴルフ場としての承認申請関係

- (1) ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書（通達様式第23号）
- (2) ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書（競技会用）（通達様式第23号の2）

5 登録事項の変更関係

- (1) ゴルフ場利用税登録事項変更申請書（規則様式第四十六号）

6 課税対象外の利用関係

- (1) 課税対象外の利用に係る届出書（ゴルフ場に所属する者）（通達様式第26号）
- (2) 課税対象外の利用に係る届出書（ゴルフ場に所属しない者）（通達様式第27号）
- (3) 課税対象外の利用に係る届出書（開場記念行事）（通達様式第28号）

7 更正関係

- (1) ゴルフ場利用税更正の請求書（通達様式第22号）



大阪府

税務局徴税対策課宿泊諸税グループ
なにわ北府税事務所 宿泊諸税課
令和7年12月改訂